20240313改訂

輸出証明書等発行に関する取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第５８条第２項により行う輸出証明書等の発行の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（輸出証明書発行業務の対象とする輸出先国及び農林物資の種類）

第２条　輸出証明書発行業務の対象とする輸出先国は、アメリカ合衆国（米国）、英国、カナダ、スイス、欧州連合の加盟国並びに台湾とする。

２　輸出証明書発行業務の対象とする農林物資は、有機農産物及び有機加工食品とする。

（輸出事業者登録申請）

第３条　輸出証明書の発行を希望する認証事業者は、『有機JAS格付品輸出事業者登録申請書（別紙１）』及び『有機食品輸出に伴う英文証明書の発行に関する同意書（別紙２）』を提出し、登録を申請する。

　２　『英文証明書発行申請確認表』に基づき提出書類の有無を確認し、不備や不足がなければ、『登録申請受付通知書』及び『登録申請手数料請求書（納品書含む）』を認証事業者に送付し、登録手数料の納付確認後に『登録完了通知書』を送付する。

（有機格付品輸出のための英文証明書等の発行申請から発行までの手順）

第４条　輸出証明書の発行を希望する認証事業者は、英文証明書発行申請書（別紙３）及び輸出国別の証明書（別紙４～８）に必要事項を記入し、取引が確認できる書類（発注書、Invoice、Packing List等）、Ｂ／Ｌ（船荷証券）又はＡＷＢ（航空運送状）のコピー等（積荷・空輸を証明するもの）とともに、輸出する有機食品の生産や格付に係る書類を提出する。

　２　『英文証明書発行申請確認表』に基づき提出書類を確認し、不備や不足がなければ、『発行申請受付通知書』及び『証明書発行手数料請求書（納品書含む）』を認証事業者に送付する。

３　認証部員は、提出された書類により、輸出する有機食品が有機格付品であることを確認して、輸出国別の証明書を発行する。

（有機格付品輸出実績の報告）

第５条　有機格付品輸出のための証明書の発行を受けた認証事業者は、当該年の１月～１２月の期間に輸出した有機食品の実績を翌年の１月１５日までにこの法人に報告する。また、この法人は、認証事業者から提出された有機食品の輸出実績を取りまとめ、毎年１月２５日までに、農林水産大臣に報告する。

（英文認証書の発行申請から発行までの手順）

第６条　英文認証書の発行を希望する認証事業者は、『認証継続を示す英文証明書発行申請書（別紙１）』に必要事項を記入し提出する。なお、英文認証書の裏面に認証品目の記載を希望する有機加工食品の生産行程管理者は、『認証品目一覧記載申請用紙（別紙２）』に必要事項を記入し、この法人に提出する。

　２　『認証継続を示す英文証明書発行申請書』に基づき、『確認用英文認証書』を作成し、『確認用英文認証書』及び『証明書発行手数料請求書（納品書含む）』を認証事業者に送付する。

３　認証部員は、『確認用英文認証書』の記載内容で間違いがないか、認証事業者から文書で回答をもらい、『英文認証書』を発行する。

（有機格付品輸出のための英文証明書の発行に係る料金）

第７条　この法人は、有機格付品輸出のための英文証明書の発行にあたり、以下の手数料を徴収するものとする。

輸出事業者登録手数料　５，５００円／枚

証明書発行手数料　　　５，５００円／枚

　　　ただし、米国輸入証明書の発行にあっては、複数品目を同梱・同便で輸出する場合の2品目以降は５５０円／品目を加算する。

（英文認証書の発行に係る料金）

第８条　この法人は、英文認証書の発行にあたり、以下の手数料を徴収するものとする。

　　　　英文認証書発行手数料　５，５００円

　　　　認証品目記載手数料　　２，２００円

（規程の変更）

第９条 この要領の改正は、常務役会の決議により行うものとする。

（補則）

第１０条　この要領に定めのない事項は、常務役会の決議により別に定める。

（附則）

この要領は、２０２２年１月１日から施行する。

２０２４年３月１９日一部改訂（この一部改訂は２０２４年６月１日より施行する）。